

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）作成の経緯

平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行され、障害がある人もない人も分けへだてなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会づくりが求められています。

宇部市では、平成 29 年 4 月に「宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例」を施行し、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用する機会を確保するとともに、コミュニケーション支援のために必要となる移動の支援（施設のバリアフリー化）もあわせて推進することとしています。

また、共生社会ホストタウンとして、ユニバーサルデザインのまちづくりを進め、障害のあるなしにかかわらず、お互いの個性を認め合い、安心していきいきと暮らせる共生社会を実現するため、バリアフリーのまちづくりに向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

マスタープランとは

高齢者や障害者等が安心して生活することができ、自立した日常生活及び社会生活を確保するには、高齢者や障害者等が生活の中で利用する鉄道やバス、公共施設、病院、店舗等及びその移動経路となる道路や通路などについて、一体的なバリアフリー化が図られていることが重要です。

マスタープランとは、バリアフリー化を進めるために、生活に関連する施設が集まっており、施設間の移動が徒歩で行われている地区をバリアフリー化促進地区として定め、一体的にバリアフリー化の整備の方針を示すものです。

マスタープランの内容

- ・市の現状の課題等を踏まえた「バリアフリー化の方針」の設定
- ・バリアフリー化の促進が必要な地区の設定
- ・高齢者・障害者等が日常生活等で利用する施設及び施設間の経路の指定並びにこれらにおけるバリアフリー化の方針の設定
- ・届出制度の対象となる区域の設定
- ・バリアフリーマップ作成にかかる情報提供内容の設定 等

バリアフリー化に取り組む対象地区はどのようにして決めるのか

宇部市総合計画や都市計画マスタープラン、公共交通網形成計画、障害福祉プランなど、関連する計画等との整合性を図りながら、人口分布（常住人口・昼間人口・高齢者人口・障害者人口）や公共交通の状況（旅客施設利用者数・バス運行回数）、地区の位置づけ（地区の位置づけ・将来の整備の方向性）など、様々な内容について調査検討し決定します。

なお、対象地区は1か所だけではなく、複数設定することも可能です。

心のバリアフリー

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要です。

マスタープランでは、高齢者や障害者への理解を深め、自然に支えあうことができるようにするため、啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動等を推進するため、心のバリアフリーの施策についても記載します。

平成30年度のマスタープラン作成にかかるスケジュール

マスタープランは、平成30・31年度の2か年で、策定する予定としています。平成30年度はバリアフリー化促進地区の候補地を決定し、平成31年度に具体的な方針を示し、3月末までに策定する予定です。